

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

＜入力例＞

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)……中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二の入力画面】

令和 2 年 2 月 28 日 麹町 税務署長殿		所 属 法人 名称 通結親法人 整理番号		通結申告 一連番号	
納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話 (03) 3581 - 4161		法人区分 ☒ 特定非営利活動法人 ☐ 特定公益増進法人 ☐ 特定公益増進法人		通結グループ 整理番号	
(フリガナ) 通結親法人名 株式会社 国税商事		同非区分 ☐ 特定 ☐ 同族会社 ☐ 非同族会社		通結事業年度 年 月 日	
法人番号 9 9999 9999 9999		旧納税地及び 旧法人名等		売上金額 年 月 日	
(フリガナ) 代表者 記名押印 国税 太郎		添付書類 ☐ 貸借対照表		申告年月日 年 月 日	
代表者 住所 東京都中央区築地5-3-1		通結事業年度分の法人税 連結確定 課税事業年度分の地方税法 連結確定		申告書 申告書	
平成 31 年 1 月 1 日		令和 1 年 12 月 31 日		適用額明細書 提出の有無	
通結所得金額又は通結欠損金額 (別表四のニ「54の⑤」) 1 50,000,000 円		控除 所得税の 計算期間		税理士法第30条 の書類提出有	

【別表一の二次葉の入力画面】

結 算 年 度 等 平成 31 ・ 1 ・ 1 令和 1 ・ 12 ・ 31		法人 名 株式会社 国税商事	
法 人 の 計 算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下 の金額 $\left((1) \text{と} 800 \text{万円} \times \frac{12}{12} \text{のうちの少ない金額} \right)$	50	8,000,000	(50)の ☒ 15%、 ☐ 18%又は ☐ 18%相当額
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額 (1) - 10億円	53	1,200,000	
その他の連結 (1) - (50)			

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②
 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8 第1項の表の第1号」
 「区分番号」欄：「10369」 ③
 「適用額」欄：「50」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成 31 年 1 月 1 日 法人名 株式会社 国税商事

令和 1 年 12 月 31 日

別表十六(七)

御注意 この表は、資産の増減に適用を受ける場合に御使用ください。

資産の種類	1	2	3	4	5	6	7	8
器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品					
事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器					
電子計算機	電子計算機	電子計算機	電子計算機					

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞

⑤ 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」

⑥ 「区分番号」欄：「10274」

⑦ 「適用額」欄：「8」欄の金額 630,000 円

法 0801-1607

【適用額明細書の入力画面】

様式第二

令和 2 年 2 月 28 日

自 平成 31 年 1 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書

至 令和 1 年 12 月 31 日 (☒ 当初提出分 ☐ 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 (03) 3581 - 4161

(フリガナ) カブシキガイシャ コクセイショウジ

連結親法人名 株式会社 国税商事

法人番号 9 9999 9999 9999

期末現在の資本金の額又は出資金の額 10,000,000 円

連結所得金額又は連結欠損金額 ① 50,000,000 円

提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 年 月 日

租税特別措置法の条項 区分番号 適用額

② 第68条の8 第1項第1号	③ 10369	④ 8,000,000 円
⑤ 第68条の102の2 第1項第1号	⑥ 10274	⑦ 630,000 円

(参考) 区分番号「10579」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成31年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部空白部分に入力してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
平成31年旧措置法 第68条の9第3項第号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一の二連結申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区霞が関3-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
麴町 税務署長	
平成31年01月01日	連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について
令和01年12月31日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図

